# 入札監理小委員会における審議の結果報告

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の 変更について (案)

日本年金機構の「国民年金保険料収納事業」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

### 1. 経緯

- 〇平成 29 年 7 月 12 日に奈良県において民間委託事業者の訪問員が詐欺罪の容疑で逮捕された事を受け、平成 29 年 7 月 13 日より全ての民間委託事業者の訪問員による、被保険者の委託を受けた納付に関する業務(以下「納付受託業務」という。)を当面中止することとした。
- 〇日本年金機構においては、全ての民間委託事業者に対して、保険料の収納に 関する会計帳簿の管理、及び訪問員の管理体制について改めて立入検査を実 施し、同様又は類似の事案が発生していないことを確認している。
- 〇事件を受けた再発防止策の策定及び模倣犯の防止について検討した結果、現時点では納付受託業務を再開することが困難であると考え、納付受託業務を廃止し、業務委託契約を変更することを考えている。

## 2. 契約変更(案)の内容等

入札監理小委員会は、日本年金機構から報告を受け、今回の契約変更について下記の点を確認し、当該変更がやむを得ない事由であることから、契約変更につき問題はないと判断した。

#### (1)契約変更の内容

#### i 変更概要

納付受託業務の廃止に伴い、実施要項上の対象業務に関する事項、民間事業者が講ずべき措置に関する事項等について変更を行う。

- ii 主な変更箇所
- ○変更前(実施要項3項)
  - 3 対象業務に関する事項
- (ウ)被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務 民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年 金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。 なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事 業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。
- ○変更後

(削除)

### (2)審議における論点

今般の契約変更は、以下の観点から問題の無いものと判断してよいか。

○対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由によるものか。

- ・事件の再発防止策として、複数名の訪問員による収納を必須とすることを 検討したが、その場合、事業者における人員の確保及び費用面において非 合理的であり実現困難であること。また、納付受託業務の際に限り複数名 による対応とした場合においても、そのための人員の確保が困難であるた め、現時点で納付受託業務の再開が困難である。
- ・納付受託業務を再開するに当たって国民年金保険料の名目で金員を詐取する事件が発生する懸念があり、今後同様の事件の発生を防ぐため、現時点で納付受託業務の再開が困難である。
- ○委託費及び達成目標の見直しについて
- ・納付督励業務は戸別訪問による督励業務の中に含まれており、廃止により 業務内容が著しく増減することはないと考えられることから、委託費の見 直しは行わないこととしている。
- ・本事業は、達成目標の達成度合いに応じた委託費の増減措置を規定している。達成目標の指標には納付月数が含まれているが、その納付月数への影響が非常に限定的であること、納付受託業務以外の方法による納付機会が確保されていることから、達成目標の見直しは行わないこととしている。

【参考条文】競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (契約の変更)

第二十一条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象 公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議に より、前条第一項の契約を変更することができる。

- 2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
- 3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。